

昭和63年 3 月 30 日 制定
昭和64年 1 月 5 日 一部改正
平成 4 年 4 月 1 日 一部改正
平成13年 4 月 1 日 一部改正
平成18年 1 月 17 日 一部改正
平成26年 2 月 14 日 一部改正
平成27年 4 月 1 日 一部改正
平成30年12月 28 日 一部改正
令和元年12月 4 日 一部改正
令和 4 年11月 10 日 一部改正
令和 5 年 1 月 30 日 一部改正
令和 7 年 2 月 10 日 一部改正
〔保健福祉部健康長寿課〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、大学を開設することにより、こおりやま広域圏域内の高齢者に学習の場を提供し、地域社会の一員として活躍する力を育むとともに、健康で生きがいのある生活の高揚を図り、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 大学の名称は郡山市あさかの学園大学と称する。

(学科等及び学習目標)

第 3 条 郡山市あさかの学園大学（以下「大学」という。）に教養課程、専門課程及び研修コースを置き、教養課程及び専門課程にはそれぞれ健康・福祉学科、郷土・生活学科及び芸術・文化学科を置く。

2 教養課程及び専門課程の各学科並びに研修コースの学習目標は次のとおりとする。

共通の学習目標

健康寿命の延伸を図るため、高齢者自身の積極的な社会参加の契機とするとともに、地域社会の一員として活躍する力を育む。

教養課程各学科の学習目標

学 科	目 標
健康・福祉学科	豊かで生きがいのある生活を送るため、健康や福祉などの基本を学び、社会のしくみを考える。
郷土・生活学科	住みよい郷土をつくるため、地域社会を理解するとともに、環境と生活とのかかわりを考える。
芸術・文化学科	生活に潤いを持たせるために、身近な芸術や文化を理解し、自らの生き方を考える。

専門課程各学科の学習目標

学 科	目 標
健康・福祉学科	健康生活に必要な知識や技術を身につけるとともに、社会福祉の基本を知り、潤いのある生活の向上に資する。
郷土・生活学科	先人の知恵に学び、今後の生活文化の向上に資するとともに、郷土の歴史を知り、その成果を生活の中に生かす。
芸術・文化学科	芸術に関心と理解を深め、豊かな感性を育むことを図るとともに、文化の本質について学び、より豊かな生活の充実に資する。

研修コースの学習目標

教養課程及び専門課程で学んだ知見を生かしながら、自主的、自律的な学習活動により、地域社会の課題やニーズに対応できる人材育成を目指す。
--

(定員)

第4条 大学の定員は、教養課程各学科とも概ね60人、専門課程各学科とも概ね50人、研修コースは概ね100人とする。

(実施場所)

第5条 大学の実施場所は、主として郡山市民交流プラザとする。

(修業年限)

第6条 大学の修業年限は、教養課程、専門課程及び研修コースともそれぞれ2年とする。

2 開設期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(授業日及び授業時間)

第7条 大学の授業は、原則として毎週1回とし、授業時間は1回当たり2時間から4時間とする。

(入学資格)

第8条 大学に入学することのできる者は、次の表に掲げる市町村に住所を有する60歳以上の者とする。ただし、専門課程にあっては、教養課程2年を卒業した者とし、研修コースにあっては専門課程2年を卒業した者とする。

郡山市	須賀川市	二本松市	田村市	本宮市	大玉村	鏡石町	天栄村	磐梯町	猪苗代町	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

2 前項本文の規定にかかわらず、原子力災害により同項の市町村に避難している者は、同項に規定する者の入学を妨げない限度において、大学に入学することができる。

3 再入学は、研修コース2年を修了した者及び専門課程卒業後2年を経過した者について、教養課程各学科及び専門課程各学科の新規入学者数が定員を満たさない場合にその範囲内においてこれを認める。

4 前項の規定にかかわらず、教養課程又は、専門課程を中途退学した者の再入学は、退学日後1年以上を経過し、教養課程各学科及び専門課程各学科の新規入学者数が定員を満たさない場合にその範囲内においてこれを認める。

(入学申し込み)

第9条 大学に入学しようとする者は、学長に入学願書を提出しなければならない。

(入学の許可)

第10条 学長は、前条の規定による願書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、入学を許可し、その旨申し込み者に通知する。その場合において、入学を適当と認める者が、第4条に規定する定員を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(学長及び副学長)

第11条 大学に学長及び副学長を置く。

2 学長には郡山市長又は郡山市長が指名する者、副学長には学長が学識経験者のうちから指名する者をもって充てる。

3 学長は、校務を掌理し、大学を代表する。

4 副学長は、学長を補佐し、学長に事故ある時は、その職務を代理する。

(運営委員)

第12条 大学の適切な運営を図るため、郡山市あさかの学園大学運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学生の代表

(4) その他学長の指名する者

3 前2項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が委員会に諮って定める。

(卒業証書等)

第13条 学長は、大学の教養課程又は、専門課程を修了した者に対し、卒業証書を授与し、研修コースを修了した者に対し、修了証書を授与する。

(庶務)

第14条 大学の庶務は、保健福祉部健康長寿課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和63年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和64年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に郡山市あさかの学園大学開設要綱第3条の規定に基づく課程を修了した者は、改正後の郡山市あさかの学園大学開設要綱の相当規定に基づく課程を修了した者とみなす。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 1 月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 2 月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の郡山市あさかの学園大学開設要綱第 8 条に規定する者は、この要綱の施行前においても、大学の入学に必要な手続を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の郡山市あさかの学園大学開設要綱第 8 条に規定する者は、この要綱の施行前においても、大学の入学に必要な手続を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の郡山市あさかの学園大学開設要綱第 8 条に規定する者は、この要綱の施行前においても、大学の入学に必要な手続を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の郡山市あさかの学園大学開設要綱第 8 条に規定する者は、この要綱の施行前においても、大学の入学に必要な手続を行うことができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の郡山市あさかの学園大学開設要綱第 8 条に規定する者は、この要綱の施行前においても、大学の入学に必要な手続を行うことができる。